

新潟駅バスターミナルデジタルサイネージ運営事業 仕様書

1. 事業名

新潟駅バスターミナルデジタルサイネージ運営事業

2. 趣旨

市が新潟駅バスターミナルに設置するデジタルサイネージにより、バスの運行情報や行政情報を発信するほか、鉄道およびバス利用者の乗換え利便性向上に寄与するよう運用することを目的に、「新潟駅バスターミナルデジタルサイネージ運営事業」を実施する。

3. 基本方針

(1) 対象者

新潟駅バスターミナルを利用する市民及び来訪者

(2) 対象施設

市が新潟駅バスターミナルに設置するデジタルサイネージ 24 基

(参照：別図 1 施設配置平面図)

(3) 運営方式

運営事業者（以下「事業者」という。）は、市が設置するデジタルサイネージを用いて、バスの運行情報および行政情報の発信と、鉄道とバスの乗換え利便性向上に資する取組みを行う。

また広告の掲出により、デジタルサイネージの保守管理費用の低減を図る。

4. 事業期間

事業期間は、協定締結日 から 令和 12 年 3 月 31 日まで、

運営期間は、令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 12 年 3 月 31 日までとする。

市が設置する設備・機器（別表 1）以外の追加導入・設置については、令和 9 年 4 月 1 日（原状回復を必要とする場合は、原状回復）以降、速やかに実施すること。

5. 役割分担

(1) 新潟市の役割

- 1) デジタルサイネージの貸与（参照：別表 1 市所有設備・機器リスト）

(2) 事業者の役割

- 1) 事業計画の作成
- 2) 別表 1 に記載のある設備・機器**以外**の追加導入・設置（STB、サーバー等）
- 3) バス運行情報等をデジタルサイネージに表示させるためのシステム設計・構築
- 4) バス運行情報のデジタルサイネージへの掲出

- 5) 広告の募集、およびデジタルサイネージへの掲出（適宜、行政情報の掲出）
- 6) デジタルサイネージの保守・管理
- 7) 事業収支の報告

※1 別表 1 に記載のある設備・機器の所有者は市とする。

※2 別表 1 以外で事業者が追加導入・設置する設備・機器の所有者は事業者とする。

※3 市の依頼に基づき、別表 1 に記載のある設備・機器の交換等を事業者が実施した場合は、引き続き市の所有とする。

6. 規模・仕様

(1) 数量

タイプD N＝ 6 基（万代広場 2 基、高架下交通広場 4 基）

…新潟駅バスターミナル全体を総括する情報の発信を想定

タイプE N＝ 18 基（万代広場 5 基、高架下交通広場 8 基、南口広場 5 基）

…各停留所に即したバス運行情報等の発信を想定

(2) 仕様

参照：別図 2 デジタルサイネージ機器構成図

7. 運営

(1) システム設計・構築

事業計画書に基づき、デジタルサイネージを運用するためのシステムの検討から設計・構築までの一式を行う。デジタルサイネージの制御にインターネットを使用する場合は、事業者において必要な通信環境について検討し、契約から通信環境の確立までを行うこと。

なお、地中配管および通信線の敷設状況は別図 3 を参照することとし、追加敷設等が必要な場合は、事業者において別途検討すること。

（参照：別図 3 地中配管および通信線の敷設状況）

(2) バス運行情報

バスの運行情報は、市またはバス運行事業者から提供されるデータに基づき、下記情報を掲出することを基本とするが、これによりがたい場合は別途協議すること。

- 現在時刻
- バス発車時刻（次発便、次々発便まで）
- 系統番号・系統名・主な経由地・終点
- 系統全体の時刻表・系統図

上記に加えて、バスの遅延情報等を表示するための領域（テロップ欄等）を確保し、バス運行事業者が必要に応じて情報発信できる手段を提供すること。

(3) 行政情報

市が行政情報を適宜発信できる手段を提供すること。

(4) 広告

広告の掲出においては、新潟市広告掲載要綱および同掲載基準を順守し、募集から掲出までの全てを事業者の責任において実施すること。また広告掲出で得られる収益のうち、下記式で算出される金額を別途指定する方法で市に納付すること。

なお収益年度と納付年度は同一年度とすることを原則とし、納付頻度等の詳細は協議により決定するものとする。

$$\text{市への納付額（円）} = \left(\text{広告収益※1} - \text{事業経費※2} \right) \times \text{納付率※3}$$

ただし、広告収益が事業経費を下回る場合は、上記納付を免除するものとする。

※1 広告収益

市が設置するデジタルサイネージへの広告掲出により、事業者が広告主から得る広告料

※2 事業経費

別表3に定める経費のうち、事業者が負担する経費

※3 納付率

事業者選定プロポーザルにおいて事業者が提案した納付率

但し納付率については、年次報告書における収支状況を考慮して、協議の上、見直すことができるものとする。

※4 新潟市広告掲載要綱・新潟市広告掲載基準

https://www.city.niigata.lg.jp/business/k_boshu/

(5) マニュアル作成

バス事業者、および市への発信手段の提供において、専用の端末やソフトウェアを使用する場合には、その操作を行うためのマニュアル等を提供すること。

(6) その他

デジタルサイネージに掲出する情報および広告等のデザイン・レイアウトは、事業者において検討・決定することを基本とするが、必要に応じて市と協議し、鉄道・バス双方の利用者にとって真に分かりやすい情報発信ができるよう配慮すること。

8. 保守・管理

(1) 日常点検

稼働状態や視認性に問題がないか、日常的に目視点検を行う。

(2) 定期点検

デジタルサイネージを構成する機器類のメンテナンス・清掃等を年1回以上行うこととする。

(3) 市への報告

日常点検および定期点検の結果を月次報告等において市へ報告すること。その際、修繕・交換等が必要な状態となっている場合は、必要な資料をもって市と協議すること。

(4) 修繕・交換対応

修繕・交換については原則事業者が実施することとし、その費用負担については、別表3に基づくものとする。

修繕・交換に要した費用については、当該年度内に精算することを原則とするが、詳細な期限については協議により決定するものとする。

9. その他

(1) 事業運営体制

事業運営に当たっては総括者を選任し、事業者の責任において事故・トラブルへの対処を適切かつ迅速に行える運営体制を構築すること。

なお、重大な事故・トラブル等は市に報告し、対応を協議すること。

(2) 稼働時間

始発バス発車時刻の15分前から最終便の発車まで稼働させることを基本し、それ以外の時間帯においては稼働を停止させ、消費電力の節減に努めること。

なお、上記によりがたい場合は別途協議すること。

(3) 故障・停電時等の対応

機器の故障や停電等で通常の運用が困難な場合は、市に報告し、対応を協議すること。なお、ディスプレイ等の故障により、情報の表示領域が減少してしまう場合は、バス運行情報の表示を優先すること。

上記対応により、広告の表示機会が減少することについては、広告主との間でトラブルが発生しないよう、事前に文書等を取り交わしておくこと。

(4) 災害時の対応

大規模災害等の発生時には、市と協議の上、災害の被害拡大抑止などに寄与する適切な情報発信が行えるよう最大限配慮すること。なお停電等でデジタルサイネージが稼働できない場合はこの限りではない。

(5) 乗り換え利便性向上への取り組み

事業者は、鉄道とバスの乗り換え利便性の向上に向け、市が設置するデジタルサイネージ等を介し、積極的な広報・情報発信などを展開すること。

(6) 市内事業者の活用

事業の運営に当たっては、市内に本店又は営業所等を有する事業者の優先的かつ積極的な活用に努めること。

(7) リスク分担

本事業で想定されるリスク等への対応主体は別表2のとおりとする。

(8) 費用分担

本事業で発生する費用の分担を別表3に整理する。

(9) 原状回復

事業期間終了後は、原則として事業者が設置した施設・機器を事業者の負担で速やかに撤去し、速やかに原状回復を行うこと。ただし、撤去及び原状回復の必要がないと市が認める場合は、この限りでない。

(10) 事業計画、結果報告

事業者は事業開始時まで、事業計画書ならびに収支計画書を提出すること。

また、本事業の実施に係る収支や保守管理に関する報告を下表のとおり提出すること。

なお、事業計画書、収支計画書、および年次報告書等は、デジタルサイネージが設置されている駅前広場の管理運営について、市と協定を締結している東日本旅客鉄道株式会社の求めに応じて、同社に開示する必要がある。

報告書	提出時期	内容
事業計画書 収支計画書	事業開始時まで	・ 事業概要 ・ 実施体制 ・ スケジュール ・ 収支計画 など
月次報告書	翌月10日まで	・ 収支報告 ・ 保守管理報告
年次報告書	各年度終了後30日以内	・ 収支総括報告 ・ 保守管理総括報告 ・ 課題分析、事業提案等
事業完了報告書	契約期間満了日まで	・ 事業総括

(11) 本仕様書と事業提案書の関係

- ・ 本事業の実施に当たっては、本仕様書に示す事項のほか、新潟駅バスターミナルデジタルサイネージ運営事業事業者選定プロポーザルにおいて、事業者が提出した事業提案書（以下「事業提案書」という。）に記載された内容を履行するものとする。
- ・ 本仕様書に事業提案書と異なる記載がある場合は、原則、本仕様書の記載が優先するものとする。

(12) その他重要事項

1) 個人情報

個人情報を取り扱う場合は、関連する諸法令に基づき適切に管理すること。

2) 再委託等

事業者は本事業の一部または全部を第三者に委託し、又は受託させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りではない。

3) 善管注意義務

事業者は善良なる管理者の注意をもって、本事業を実施すること。

4) その他

本仕様書に記載のない事項その他事業の履行上必要な事項については、市と事業者で協議の上決定すること。

別表1 市所有設備・機器リスト

No.	項目	数量	単位
1	筐体（受け金具等含む）	24	基
2	ディスプレイ（43型）DPD4301-BNB-12Q LITEMAX	38	台
3	ディスプレイ（43型）PN-HS431 SHARP	20	台
4	ディスプレイ（60型）PN-V605H SHARP	18	台
5	イコライザボックス	70	個
6	スイッチハブ	24	個
7	スピーカ	70	個
8	A Cプロペラファン	176	個
9	A Cクロスフローファン	50	個
10	温度スイッチ	48	個
11	フィルター	176	個
12	端子台	96	個
13	ブレーカ	48	個
14	タイムスイッチ	24	個
15	コンセント	136	個
16	音声標識ガイド装置	18	個
17	変圧器	5	個
18	上記機器間を接続する各種ケーブル類	一式	
19	地中埋設管	一式	
20	電源ケーブル（地中埋設部分）	一式	
21	L A Nケーブル（地中埋設部分）	一式	

※ディスプレイ（43型 DPD4301-BNB-12Q LITEMAX）4台が故障しており、令和9年4月以降に入替を予定。

なお、バス運行情報及び広告の掲出に影響が出ないように運用可能。

別表2 リスク分担表

本事業で想定されるリスクに関する基本的な考え方は次のとおりとする。

種類		リスク内容	リスク負担者		備考
			市	事業者	
全体	仕様書	仕様書の誤り・変更	○		
	事業中止	中止による費用・損失	△	△	※1
	資金調達	必要な資金の確保		○	
	物価・金利変動	物価・金利変動に起因する費用増加	△	△	※2
	不可抗力	戦争、テロ、天災等に起因する費用増加	△	△	※2
運営	事故等	事故・トラブル等の対応	△	△	※1
	第三者賠償	第三者へ損害を与えた場合の賠償責任 (但し、バスの運行情報に関する部分を除く)	△	△	※1
	情報漏洩	個人情報等の漏洩・損失等に係る対応	△	△	※1

※1 原因者が費用を負担することを基本とする。

※2 協議の上、予算の範囲内において原則市が負担する。

別表3 費用分担表

本事業で想定される費用に関する基本的な考え方は次のとおりとする。

想定される内容	詳細項目	費用負担者		備考
		市	事業者	
設備・機器の導入	別表1に記載のある設備・機器	○		
	上記以外		○	
運用システムの構築	配信プログラムの構築等		○	
設備・機器の修繕・交換	別表1に記載のある設備・機器	○		
	上記以外		○	
電気料		○		
通信料	バス運行情報、広告、その他データを 掲出するための費用一式を含む		○	
保守点検			○	

※1 上表に定めない項目については、事業者が負担することを基本とする。

(様式 1) 運営体制総括表

作成日 年 月 日

運営拠点		所在地			
総括責任者		電 話		Mail	
<組織体系（役割・人員数まで記入）>					

(様式2) 構成員一覧表

作成日 年 月 日

①	事業者名			
	所在地			
	代表者名			
	担当部署			
	電話番号		Mail	
	本事業中の役割			

②	事業者名			
	所在地			
	代表者名			
	担当部署			
	電話番号		Mail	
	本事業中の役割			

③	事業者名			
	所在地			
	代表者名			
	担当部署			
	電話番号		Mail	
	本事業中の役割			

④	事業者名			
	所在地			
	代表者名			
	担当部署			
	電話番号		Mail	
	本事業中の役割			